

損害保険の種類について

1. 賠償責任保険

被保険者（保険の補償を受けられる者）が第三者（被害者）に対して、法律上の損害賠償責任（※）を負担することによって被る損害を補償する保険である。

（※）「法律上の損害賠償責任」には次の種類があり、賠償責任保険が対象とするのは、1のうちの過失による賠償、および2。

1. 不法行為に基づく責任（民法709条等）
2. 債務不履行に基づく責任（民法415条等）

◎賠償責任保険の保険金の特徴：

被保険者（加害者）が第三者（被害者）に支払う損害賠償金の実費相当額を、保険金として支払う。

【保険金の支払対象費目：治療費、休業損害額、死亡の場合の逸失利益・葬祭費等】

2. 傷害保険

不慮の事故によるけがの損害を補償する保険である。

『急激かつ偶然な外来の事故』で身体に被ったけがによって死亡したり、後遺障害が生じたり、医師の治療を受けたりした場合に保険金が支払われる。

◎傷害保険の保険金の特徴：

他の損害保険では損害額の実費相当額を保険金として支払うが、傷害保険では定額の保険金を支払う。

【保険金の種類：死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金】

3. その他の保険

顧客の要請に基づいて個別に商品を生産するオーダーメイド型の保険（既存の保険に特約をつける方法と単独商品をつくる方法）がある。

以上